



# 国民経済計算の次回基準改定について

令和元年10月25日

統計委員会国民経済計算体系的整備部会

内閣府経済社会総合研究所

国民経済計算部

# I. 国民経済計算の基準改定

## ◆国民経済計算(JSNA)の「基準改定」とは

- 約5年おきに作成される「産業連関表」、「国勢統計」といった構造統計をベンチマーク(基準)として取り込み、過去の計数を再推計する作業(約5年ごとに行う)。
- 同時に、国際基準への対応や経済活動の適切な把握に向けた推計方法の改善を行う。

(参考)近年の基準改定の経緯

基準	実施年度	主な内容
1995年 (平成7年) 基準改定	2000年度	<ul style="list-style-type: none"><li>●1995年(平成7年)産業連関表等の取込み</li><li>●国際基準(1993SNA)への対応<ul style="list-style-type: none"><li>• 勘定体系の変更(消費概念の二元化含む)</li><li>• 無形固定資産(受注ソフトウェア等)の導入</li></ul></li></ul>
2000年 (平成12年) 基準改定	2005年度	<ul style="list-style-type: none"><li>●2000年(平成12年)産業連関表等の取込み</li><li>●国際基準(1993SNA)への対応<ul style="list-style-type: none"><li>• パッケージソフトウェアの資本としての記録</li></ul></li></ul>
2005年 (平成17年) 基準改定	2011年度	<ul style="list-style-type: none"><li>●2005年(平成17年)産業連関表等の取込み</li><li>●国際基準(1993SNA・一部2008SNA)への対応<ul style="list-style-type: none"><li>• FISIMの導入</li><li>• 政府関係諸機関の分類(格付け)の見直し</li><li>• 自社開発ソフトウェアの資本としての記録</li></ul></li><li>●資本ストック推計方法の改善</li></ul>
2011年 (平成23年) 基準改定	2016年度	<ul style="list-style-type: none"><li>●2011年(平成23年)産業連関表等の取込み</li><li>●国際基準(2008SNA)への対応<ul style="list-style-type: none"><li>• 研究開発(R&amp;D)の資本化</li><li>• 防衛装備品の資本化</li></ul></li><li>●建設部門産出額推計方法の改善</li></ul>

## Ⅱ. 2015年(平成27年)基準改定について

### 1. 実施時期

2020年末を目途に2015年(平成27年)基準改定を実施する。  
(2019年度第一次年次推計公表と同時)

### 2. 2015年(平成27年)基準改定で対応予定の主な内容(※)

#### ①構造統計の反映によるベンチマーク(基準)の変更

- 「2015年(平成27年)産業連関表」の反映(P3)
- 「2015年(平成27年)国勢統計」の反映 等

#### ②国際基準(2008SNA)への対応

- 娯楽・文学・芸術作品の原本の総固定資本形成としての記録(P5)
- リース区分(フィナンシャルリース/オペレーティングリース)に応じた記録(P6)

#### ③経済活動の適切な把握に向けた推計方法の改善

- 住宅宿泊事業の反映(P8)

(※)2015年(平成27年)基準改定で対応予定の項目については、統計法第6条に基づく「作成基準」の「変更」を必要とする内容は無い見込み。

# Ⅲ. 基準改定で対応予定の内容(産業連関表)

## <国民経済計算(JSNA)における産業連関表の反映(支出側イメージ)>

2011年

2015年

2011年産業連関表取引基本表(X表)

②工業統計等の情報を用いて延長推計  
(年次推計)

		中間消費	最終需要		
			最終消費	総固定資本形成	輸出
生産物	A				
	B				
	C				

		中間消費	最終需要		
			最終消費	総固定資本形成	輸出
生産物	A				
	B				
	C				

2011年基準  
(現行基準)

①産業連関表との概念調整を行いベンチマークを作成  
(基準年推計)

新基準と現行基準では、「新しい産業連関表における変更」と「産業連関表とJSNAの各生産物の推計手法の違い」によって、GDPの水準に違いが生じる

基準改定

③基準年の変更

④新基準年推計  
(新しい産業連関表での変更を反映)

2015年基準  
(新基準)

⑥遡及年推計  
(1994~2014年)

※2005年、2011年については接続産業連関表をベンチマークとする

新しい産業連関表における変更(新規品目の追加等)がJSNAに反映

		中間消費	最終需要		
			最終消費	総固定資本形成	輸出
生産物	A				
	B				
	C				
	D				

⑤延長年推計  
(2016年~)

2015年産業連関表取引基本表(X表)

# Ⅲ. 基準改定で対応予定の内容(産業連関表)

## 2015年(平成27年)産業連関表における主な変更点

- 「R&D資本化」、「雇用者ストックオプションの記録」、「防衛装備品の資本化」は、JSNAでは前回基準改定において導入済みであり、産業連関表と統合的に記録されている。
- 産業連関表で新たに反映された「改装・改修(リフォーム・リニューアル工事)(7.5兆円程度)」、「分譲住宅の販売マージンの記録(2.0兆円程度)」、「非住宅不動産売買取引の仲介手数料の記録(0.1兆円程度)」を適切に総固定資本形成に計上。

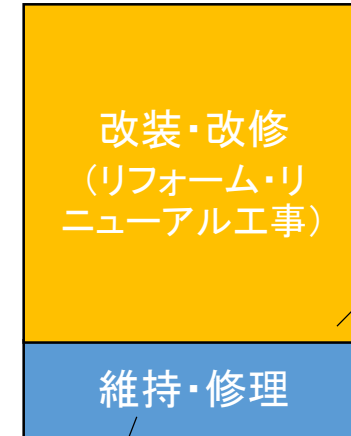
### <産業連関表における改装・改修(リフォーム・リニューアル工事)の取扱いの変更>

2011年産業連関表



建設補修の産出額は、「維持・修理」と「改装・改修(リフォーム・リニューアル工事)」の区別なく全て中間消費扱い

2015年産業連関表



機能・耐用年数向上を伴う「改装・改修」は総固定資本形成に計上

「維持・修理」は中間消費扱い

# Ⅲ. 基準改定で対応予定の内容(娯楽原本資本化)

## 1. 課題の概要

- 国際基準(2008SNA)では、固定資産の内訳として「知的財産生産物」を含め、その内訳として「娯楽作品・文学・芸術作品の原本」を含めるとされている。
- 現行基準JSNAにおいては、基礎統計の制約等により対応していないが、「第Ⅲ期公的統計の整備に関する基本的な計画」(2018年3月6日閣議決定)において、2015年(平成27年)基準改定までに対応することとされている。

## 2. 対応方針

### 【娯楽作品原本の資本化】

- ①映画原本、②テレビ番組原本、③音楽原本、④書籍原本、を新たに総固定資本形成としての記録の対象とする。
- 計測方法については、OECDハンドブックで推奨されている手法を参考に以下のとおり計測。

①映画原本	コスト積み上げ方式
②テレビ番組原本	コスト積み上げ方式
③音楽原本	ロイヤリティ方式
④書籍原本	ロイヤリティ方式

### 【著作権等サービスの計上】

- 娯楽作品の原本を総固定資本形成として記録する対応に伴い、この生産資産(著作権)の使用に対する支払いを新たに「著作権等サービス」というサービスの1つであると整理し、当該サービスの産出額を計上する。(現行基準では、著作権を無形非生産資産として扱い、その使用料を財産所得の受払いと位置付け)

# Ⅲ. 基準改定で対応予定の内容(リース区分)

## 1. 課題の概要

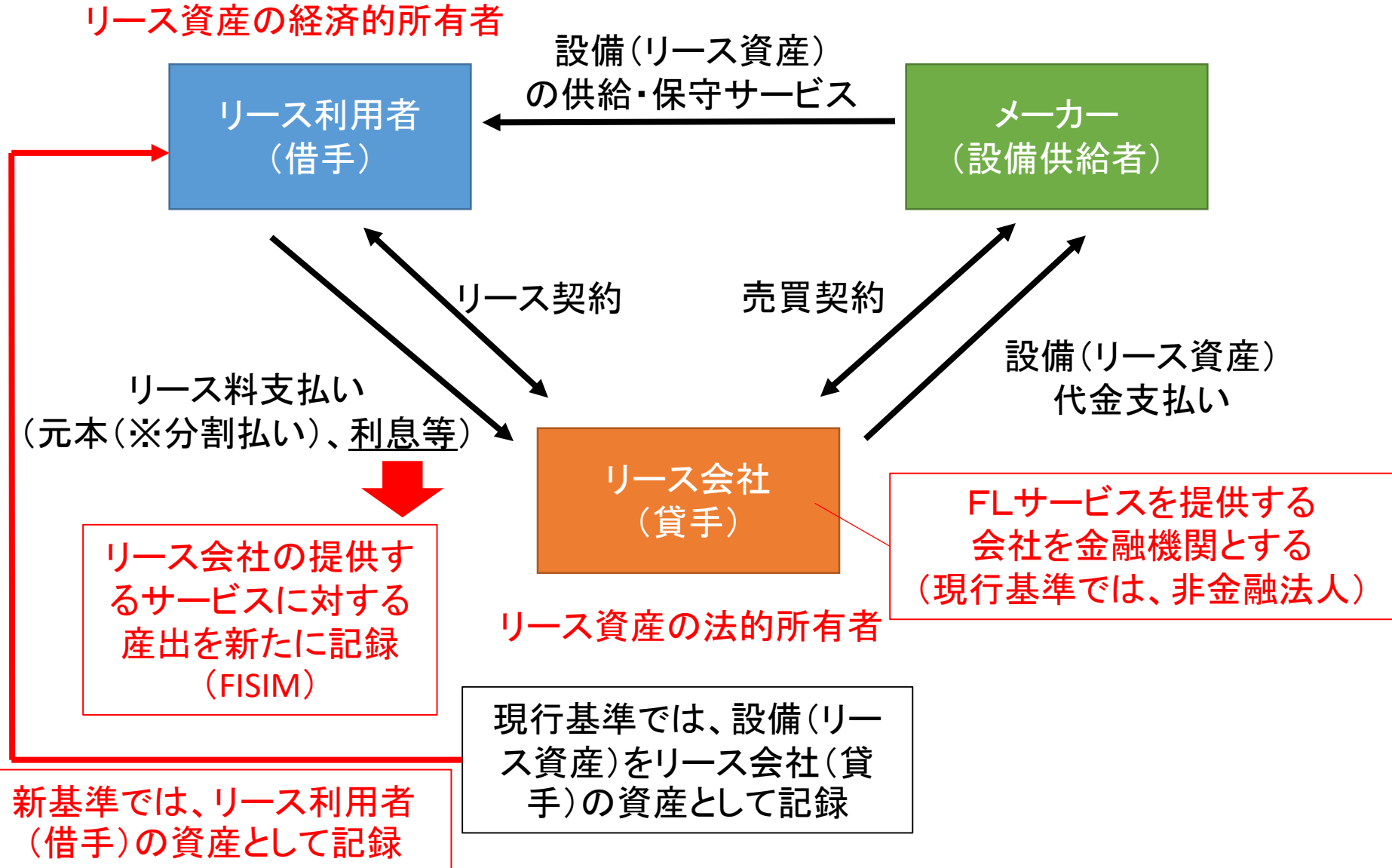
- 国際基準(2008SNA)では、固定資産のリース取引について、以下のとおり整理。
  - 「フィナンシャルリース(FL)」の対象となる資産: 法的所有権は貸手であるものの、経済的所有権が借手に移転しているため、借手の資産として記録
  - 「オペレーティングリース(OL)」の対象となる資産: 法的所有権・経済的所有権ともに貸手であり、貸手の資産として記録
- JSNAにおいては、基本的には法的所有者である貸手に帰属させるよう処理しており、2008SNAに沿ったFL/OLを区別した記録とはなっていない。「第Ⅲ期公的統計の整備に関する基本的な計画」(2018年3月6日閣議決定)において、推計方法の検討を行い、今回基準改定までの結論を得ることとされている。

## 2. 対応方針

- 国際基準(2008SNA)に沿った、リース区分(FL/OL)に応じた記録を行う。
- FLについては、サービスを提供する主体を全て金融機関として整理。この時、FISIM(間接的に産出される金融仲介サービス)が発生するので、業界データ等を用いて、新たにFISIM産出額を推計して記録する。
- FLにより取得した固定資産については、取得した各産業に帰属させる。
- OLについては、産業連関表の物品賃貸業の産出額からFLによる産出額を控除した額を、物品賃貸業(OL)の産出額(物品賃貸料)とする。物品賃貸業がOLのために取得した固定資産については、物品賃貸業に計上。

# Ⅲ. 基準改定で対応予定の内容(リース区分)

## フィナンシャルリース(FL)の記録の変更(イメージ)





# Ⅲ. 基準改定で対応予定の内容(住宅宿泊事業)

## 1. 課題の概要

- 住宅宿泊事業については、訪日外国人の拡大や住宅宿泊事業法の施行(2018年6月)もあり、利用拡大が進んでいる。
- 2015年(平成27年)産業連関表においても住宅宿泊事業の産出額について独立して計測を行っておらず、現状、JSNAでは、明示的に計測・反映を行っていない。

## 2. 対応方針

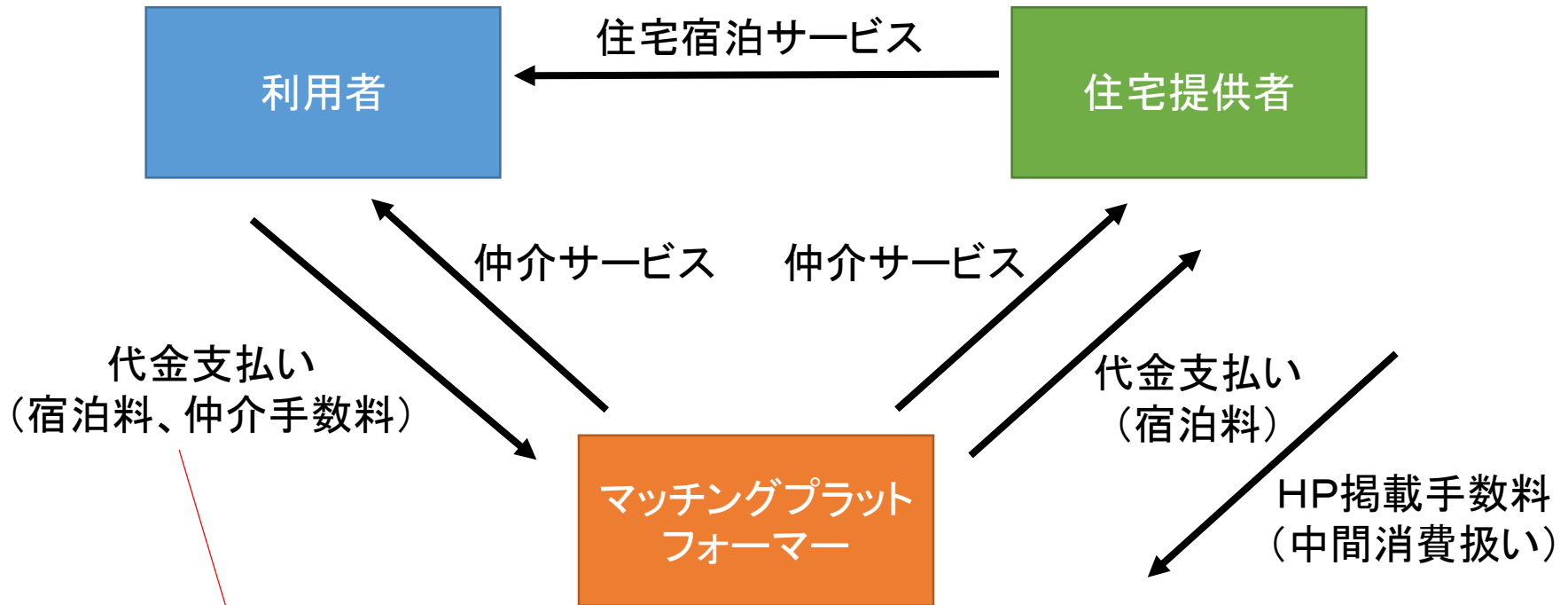
- 住宅宿泊事業法の定義を参考に、以下のサービスを定義した上で、産出額の推計を行い、JSNAにおいて反映を行う。

①住宅宿泊サービス	宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させるサービス (いわゆるC to Cの部分)
②住宅宿泊仲介サービス	利用者と住宅宿泊サービス提供者の仲介を行うサービス (マッチングプラットフォームが行う仲介事業)

- 住宅宿泊事業法及び国家戦略特区法に基づき行われる住宅宿泊事業を記録の対象として、住宅宿泊事業法の宿泊実績、訪日外国人消費動向調査等から、産出額の推計を行う。
- なお、民泊と呼ばれるものには、旅館業法上の簡易宿所と位置付けられる物件で行われるものも含まれるが、これについては既存の統計から把握されている(JSNAで把握済み)と整理される。また、届出が行われていない物件で行われる民泊については基礎統計から把握困難であり記録の対象としない。

### Ⅲ. 基準改定で対応予定の内容(住宅宿泊事業)

#### 住宅宿泊事業の記録(イメージ)



#### 利用単価

(訪日外国人消費動向調査から把握)

×

延べ宿泊者数

(住宅宿泊事業法の宿泊実績から把握)

- ① 仲介手数料率を10%程度と想定  
(マッチングプラットフォームの産出)
- ② 残りが宿泊料(住宅提供者の産出)

## IV. 今後のスケジュール

2020年

1～3月 統計委員会国民経済計算体系的整備部会  
(産業連関表の反映方法、リース区分、住宅宿泊事業について、推計結果等を報告)

4月以降 (必要に応じ、部会に御報告)

秋頃 2015年(平成27年)基準改定について、ユーザーに情報提供を実施

12月目途 2015年(平成27年)基準改定後の計数を公表